

事務所だより2025年10月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel：090-7490-7396

Fax：0797-78-6488



錦秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

朝、夕、涼しくなりました。暑さ寒さも彼岸までと言いますが、昔の人の観察力は「凄い！」と感心しきりです。でも、日中は、まだまだ暑いのでお気を付けください。

先日、堺に行く用事があり、電車の乗り換えで新今宮駅を利用しました。新今宮駅の近くには『あいりん地区』があります。『あいりん地区』は、ドヤ街（労働者の寄せ場で簡易宿泊所が集中する場所。東京の山谷、横浜の寿町など。「ドヤ」は「宿」の逆さ読みと言われています）で、あまり評判のいい街ではありませんでした。それが、大阪府の橋本知事の時代に西成特区構想が実施され再開発が行われています。最近では、宿泊費の安さからインバウンドが訪れたり、星野リゾートが『OMO7』というシティホテルを開業したり、さらにはマンションができたりで、昔に比べて、ずいぶん変わったようです。さらに今後は、『あいりん総合センター』を解体し跡地を再開発します。

こういうところも まだあります



そのせいか若い子供連れや外国の観光客の方が歩いていたり、「怖い」という雰囲気は、あまり感じませんでした（私が歩いた場所だけです）。本当のところは分かりませんが（^_^;）。そうは言っても、写真のような場所があったり、昼間から道端でお酒を飲んで寝転がっている人がいたり、まだまだ『これから』という部分もあるようです。

では、事務所だより 10 月号をお送りします。今年もあと 3 ヶ月。1 年が過ぎるのが早いです。

シティホテルの横が労働者のアパートです



取壊し予定の『あいりん総合センター』



☆ お知らせ（2025 年 10 月の税務）

期 限	項 目
10 月 10 日	9 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10 月 15 日	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
10 月 31 日	8 月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
	2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	2 月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
	消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が 4,800 万円超の 7 月、8 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告（6 月決算法人は 2 ヶ月分） ＜消費税・地方消費税＞
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第 3 期分） （10 月中において市町村の条例で定める日）

10 月以降、年末調整や確定申告に必要な「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書が届きます。

最近「DX」や「効率化」の名目のもと、各種証明書がメールに添付されていたり、各企業のサイトにアクセスして証明書を取得するようになっていました。その際は、データ自体が印刷したものを、弊職に渡していただけますでしょうか。
年末調整や確定申告に際して、大切な書類になります。よろしくお願いします。

他にも従業員の住所が変わっていないか、扶養親族の状況に変更はないか、ご確認いただきますようお願いいたします。

☆ 源泉徴収における甲欄、乙欄、丙欄の適用誤りに注意！！

会社が従業員に給与や賞与を支払う際は、給与等から源泉所得税を源泉徴収して、従業員に代わり納付しますが、源泉徴収する税額は、その支払いの都度、「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めます。

この税額表には、『月額表』、『日額表』、『賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表』の 3 種類あります。

月額表には、給与の支払い形態によって甲欄、乙欄、丙欄を使用しますが、その適用誤りによる源泉徴収漏れや、1日でも納付が遅れたりしますと、不納付加算税や延滞税などの税金を会社が納めることとなりますので、ご注意ください。

適用区分については、「給与所得者の扶養控除等申告書」が提出されている場合には「甲欄」、提出がない場合には「乙欄」で税額を求めます。

「丙欄」は、「日額表」だけにあり、日雇いの人や短期雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合に使います。

パートやアルバイトなど正社員以外の人に給与を支払う際に源泉徴収漏れが多く、源泉徴収する税額は、一般の社員と同様に「給与所得の源泉徴収税額表」の「月額表」または「日額表」の「甲欄」または「乙欄」を使って求めます。

しかし、給与を勤務した日または時間によって計算していることのほか、下記のいずれかに該当する場合には、「日額表」の「丙欄」を使って求めることとなります。

① 雇用期間があらかじめ定められている場合には、2ヶ月以内であること

② 日々雇い入れている場合には、継続して2ヶ月を超えて支払をしないこと

したがって、パートやアルバイトに対して、日給や時間給で支払う給与は、あらかじめ雇用契約の期間が2ヶ月以内と決められていれば、「日額表」の「丙欄」を使うこととなります。

ただし、期間延長や再雇用によって2ヶ月を超えてしまうと「丙欄」を使うことはできないので、あわせてご注意ください。

なお、日給が9,300円未満の日雇い、短期（2ヶ月以内）のアルバイトなどや、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していて、月給または日給が一定額未満のアルバイト等の場合は、源泉徴収をする必要がないことになっております。

上記の一定額とは、月給の場合、扶養親族の数によって異なりますが、扶養親族が0人であれば、月給88,000円未満（日給であれば2,900円未満）となります。

☆ 暗号資産の相続時の税制の状況は？

日本ブロックチェーン協会はこのほど、「暗号資産に関する税制改正要望（2026年度）」を取りまとめ政府に提出しました。暗号資産を相続した際の税制の整備などを求めています。

要望は、①分離課税・損失の繰越控除の導入 ②相続に関する税制の整備 ③暗号資産同士の交換時における課税の繰り延べ ④暗号資産を寄附した際の税制の整備 ⑤特定譲渡制限付暗号資産の今後の見直しの継続検討――5項目です。

暗号資産の売却益に対する課税方式を、総合課税から分離課税へ変更したうえで、税率を一律20.315%とするように求めています。また、損失が出た年の翌年以降3年間、その損失を繰り越して暗号資産所得から控除できるようにすることも要望しています。

相続によって取得した暗号資産の譲渡原価の計算については、「取得費加算の特例」の対象とするよう要望。暗号資産の相続財産評価については、上場株式と同様に「相続日の最終価額または相続日の属する月から過去3ヶ月の平均価額のうち最も低い価額」で評価するように求めています。

同協会では、「世界の暗号資産保有者は、2024年時点で5億6千万人と推測されており、これは世界人口の6.8%を占め、23年の5億200万人から11%以上増加している」としたうえで、「一方、我が国の保有者の状況は23年に人口の4.3%にあたる510万人と推測されており、シンガポールの24.4%、米国の15.5%、韓国13.6%、ドイツ8.3%といった諸外国のみならず、世界の平均値6.9%をも下回っている状況にある」と指摘しています。

現在、暗号資産は所得税の世界では、「総合課税」で最高税率45%（他に復興特別所得税が2.1%）です。少し前に話題になりましたが、『億り人』になって、税金に泣いた方が結構いました。この改正が実現すれば、暗号資産の投資で利益が発生している方にとっては、超朗報となります（税率が20.315%になりますので）。

☆ 税率が低いほどスポーツが強くなる？

ホームタウンの税金が安いほどプロスポーツチームは強くなるようです。

ウィーン経済産業大学の教授が発表した論文によれば、1994年から2016年までの23年間の米NFL（ナショナルフットボールリーグ）所属チームの成績と所在地の個人所得税の税率を調べたところ、最も税率の高いカリフォルニア州のチームは同税のないフロリダ、テキサス、テネシー、ワシントンのチームより年平均2.75勝少なかったそうです。また16年間にプレーオフに進出したチームとできなかったチームの税率を比べたところ、前者より後者のほうが3割税率が高かったとのことでした。

じつは、この研究結果にはNFLならではの事情が大きな影響をおよぼしています。本来であれば全米のなかでも平均所得の高いカリフォルニアはそれだけ高額な年俸を支払って有力選手を集められるはずですが、NFLでは戦力均衡化のために厳しいサラリーキャップ（年俸上限）が定められていて、有名選手らの年俸は横並びとなる傾向にあります。

一方で米国では州ごとに個人所得税などの税率が大きく異なるため、同じ年俸を受け取っても実際の手取りには差が出てしまいます。多くの手取りを得たい有名選手は、自然と税率の低い地域のチームを選ぶ可能性が高くなるわけです。

給料の多寡が仕事へのモチベーションに直結するのは自然な話でもあり、一定の説得力はありそうです。